

給水装置工事施行指針の変更箇所及び変更点(R4. 3. 1)

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
全体	全体	ページ番号	図の挿入や削除による、ページ番号の修正
目次	目次	ページ番号	図の挿入や削除による、ページ番号の修正
目次	目次	書式番号	書式の挿入や削除による、書式番号の修正
巻末	巻末	給水装置工事施工指針	「令和 4年 3月 1日 改訂版 発行」を追加

第1編 第1章 総則

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P4	P4	4 指定給水装置工事事業者制度 1.指定給水装置工事事業者制度の概要 (4) 1行目	「指定給水装置工事事業者」を「指定工事業者」へ変更
P5	P5	4 指定給水装置工事事業者制度 1.主任技術者の職務とこの制度上の役割 2行目	「指定給水装置工事事業者」を「指定工事業者」へ変更

第1編 第2章 給水装置の基本計画

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P14	P14	2 給水方式の決定 3.貯水槽方式 図2-2	[ダクタイル鋳鉄管]を[ダクタイル鋳鉄管又は配水用ポリエチレン管]へ変更
P39	P39	6 図面作成 1.表示記号 表2-15	「配水用ポリエチレン管 HPPE(PE)」、「ダクタイル鋳鉄管GX形 GDF」を追加
		6 図面作成 1.表示記号 表2-17 左から1列目上から2行目	「新設給水管」を「新設給水管(直結方式)」へ変更
P40	P40	6 図面作成 1.表示記号 表2-17 左から1列目上から3行目	「貯水槽方式」の欄を追加
		6 図面作成 1.表示記号 表2-18 左から2列目上から21行目	「EFチーズ(口径50mm以上)」の欄を追加
		6 図面作成 1.表示記号 表2-18 左から1列目上から22行目	「甲切管」を「直管 甲切管」へ変更
		6 図面作成 1.表示記号 表2-18 左から1列目上から23行目	「乙切管」を「乙切管 プレーンエンド」へ変更
		6 図面作成 1.表示記号 表2-18 左から1列目上から4行目	「EFソフトシール仕切弁(両挿)」の欄を追加
		6 図面作成 1.表示記号 表2-18 左から1列目上から6行目	「EFソケット」の欄を追加
-	P41	6 図面作成 1.表示記号 表2-18 左から1列目上から10行目	「EFバンド」の欄を追加
		6 図面作成 1.表示記号 表2-18 左から1列目上から12行目	「HPPE 挿し口付鋳鉄製フランジ付きT字管」の欄を追加
		6 図面作成 1.表示記号 表2-18 左から1列目上から14行目	「EFフランジ」の欄を追加
		6 図面作成 1.表示記号 表2-18 左から1列目上から16行目	「EFフランジ短管」の欄を追加
		6 図面作成 1.表示記号 表2-18の下	「※表中にない配水用ポリエチレン管の表示記号については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の表示記号を参考にしてください。」を追加

第1編 第3章 給水装置工事の施工管理

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P52	P52	6 給水装置工事施工管理基準 14行目	「φ75mm以上給水管」を「φ75mm以上給水管 ※配水用ポリエチレン管についてはφ50mm以上」へ変更
-	P53	6 給水装置工事施工管理基準 1.品質管理基準表 (1)耐圧 ①タイトル	「①ダクタイル鋳鉄管の場合」を追加
		6 給水装置工事施工管理基準 1.品質管理基準表 (1)耐圧 ②	「②配水用ポリエチレン管の場合」、「配水用ポリエチレン管の管理基準」を追加
P53	P54	6 給水装置工事施工管理基準 1.品質管理基準表 (4)品質管理表(チェックシート) ④	「④EFソケット 接合チェックシート」を追加
		6 給水装置工事施工管理基準 1.品質管理基準表 (4)品質管理表(チェックシート) ⑤	「⑤耐圧試験管理表」を「⑤耐圧試験管理表」へ変更
		6 給水装置工事施工管理基準 1.品質管理基準表 (4)品質管理表(チェックシート) 16, 17行目	「日本ダクタイル鋳鉄管協会のホームページ」を「日本ダクタイル鋳鉄管協会及び配水用ポリエチレンパイプシステム協会のホームページ」へ変更
		6 給水装置工事施工管理基準 1.品質管理基準表 (4)品質管理表(チェックシート) 19, 20行目	「日本ダクタイル鋳鉄管協会のホームページ」を「日本ダクタイル鋳鉄管協会及び配水用ポリエチレンパイプシステム協会のホームページ」へ変更
P58	P59	6 給水装置工事施工管理基準 1.品質管理基準表 (4)品質管理表(チェックシート) 雛形	「耐圧試験管理表」を「耐圧試験管理表(ダクタイル鋳鉄管)」へ変更
		6 給水装置工事施工管理基準 1.品質管理基準表 (4)品質管理表(チェックシート) 雛形	耐圧試験管理表(ダクタイル鋳鉄管)内の「指定給水装置工事事業者名」、「給水装置工事主任技術者名」を追加
-	P60	6 給水装置工事施工管理基準 1.品質管理基準表 (4)品質管理表(チェックシート) 雛形	耐圧試験管理表(ダクタイル鋳鉄管)内の「配管工欄、施工管理担当者欄、主任技術者欄」、「工事名記載欄」を削除 工事場所記載欄の位置を変更

第1編 第4章 給水装置の施工

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P59	P61	第4章 給水装置の施工 3行目	「なお、継手形式はGX形を標準とする。」を「なお、ダクタイル鋳鉄管の継手形式はGX形、配水用ポリエチレン管の継手形式はEF接合を標準とする。」へ変更
P60	P62	1給水管の取出し 1.給水管の取出しにおける留意点 (9) 表4-1	「HPPE(配水用ポリエチレン管)」の欄を追加
P61	P64	1給水管の取出し 2.分岐方法 表4-2	「配水用ポリエチレン管」の欄を追加
		1給水管の取出し 2.分岐方法 8行目	「F EFチーズ ※最小口径φ50×φ50」を追加
P62	P65	1給水管の取出し 2.分岐方法 分岐方法の種類別	「F:EFチーズ」の欄を追加
		1給水管の取出し 2.分岐方法 (1) ③ 図4-3	配水用ポリエチレン管の場合の施工例を追加
P63	P66	1給水管の取出し 2.分岐方法 (2) ③ 図4-7	配水用ポリエチレン管の場合の施工例を追加
P64	P68	1給水管の取出し 2.分岐方法 (5)	(5)配水用ポリエチレン管からの分岐「①、②、③」、「図4-13、図4-14、図4-15、図4-16」を追加
		1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (1) ② 1行目	「Pエルボを使用すること。」を「Pエルボ又はEFバンドを使用すること。」に変更
-	P69	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (1) ② 2行目	「(ポリエチレン2層管(PP) φ13mm～φ50mmの最小曲げ半径は表4-3参照)」を追加
		1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (1) ② 3行目	「(配水用ポリエチレン管(HPPE) φ50mm～φ150mmの最小曲げ半径は表4-4参照)」を追加
P64	P69	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 表4-3	「参考 最小曲げ半径(メーカー資料)」を「表4-3ポリエチレン2層管(PP)最小曲げ半径(メーカー資料)」へ変更
-	P65	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 表4-4	「表4-4配水用ポリエチレン管(HPPE)最小曲げ半径(局施工管理基準記載)」を追加
-	P65	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (1) ③ 2行目	「トルクレンチを用いて標準締め付けトルクまで」を「トルクレンチを用いて表4-5記載の標準締め付けトルクまで」へ変更
-	P65	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (1) ③ 3行目	「参考 ナットの標準締め付けトルク(JWWA B 116)」を「表4-5ナットの標準締め付けトルク(JWWA B 116)」へ変更
P65	P65	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (1) ⑥ 3, 4行目	「また、配水用ポリエチレン管の最小の切断長さについては表4-6のとおりとする。」を追加
-	P70	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (1) ⑥	表4-6配水用ポリエチレン管の最小切管長さ(局施工管理基準記載)を追加
		1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (1) ⑧	⑧を追加
-	P70	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (1) ⑨	⑨を追加
P67	P71	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (2) ①	「図4-13」を「図4-17」へ変更
		1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (2) ②	「図4-14」を「図4-18」へ変更
-	P71	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (2) ③	③、図4-19を追加
-	P71	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (2) ③	③、図4-19を追加
-	P71	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (2) ③ 1行目, 2行目	「避難所や災害拠点等となる病院のメーター上流側の配管について、メーター口径50mmの場合は配水用ポリエチレン管で行うこと。」を追加
P66	P72	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (2) ③ 3行目	「表4-3のとおりとする。」を「表4-7のとおりとする。」へ変更
P66	P72	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (2) ③ 4行目	「第4章 給水管の埋設深さ表4-6を参照すること。」を「第4章 給水管の埋設深さ表4-10を参照すること。」へ変更
P66	P72	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (2) 表4-7	「表4-3」を「表4-7」へ変更
P67	P72	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (2) ④	「③」を「④」、「図4-15」を「図4-20」へ変更し「ダクタイル鋳鉄管GX形の場合」を追加
-	P72	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (2) ④	「配水用ポリエチレン管の場合」、「図4-21」を追加
P67	P72	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (2) ④ イ 1行目	「鋳鉄管は」を「鋳鉄管又は配水用ポリエチレン管のφ75mm以上は」へ変更
P67	P73	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (3) ①-1 タイトル	「①道路に設置する場合」を「①-1道路に設置する場合(ポリエチレン2層管(PP))」へ変更
P67	P73	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (3) ①-1 図4-22	「図4-16」を「図4-22」へ変更
-	P73	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (3) ①-2	「①-2」、「図4-23」を追加
P67	P74	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (3) ② ア 図4-24	「図4-17」を「図4-24」、図4-24内「P止水栓ソケット」を「P止水栓ソケット又はEF継手(50mmの場合)」、「管末処理P栓」を「管末処理P栓又はEFキャップ」へ変更
		1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (3) ② イ 図4-25	「図4-18」を「図4-25」へ変更
P68	P74	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (4) ① ア 図4-26	「図4-19」を「図4-26」へ変更
P68	P75	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (4) ① イ 3行目	「必ずPエルボを使用して配管すること。」を「必ずPエルボを使用して配管し、φ50mmの配水用ポリエチレンを使用する場合も同様にEFバンドを使用して配管すること。」へ変更
P68	P75	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (4) ① イ 図4-27	「図4-20」を「図4-27」、図4-27内「Pエルボ」を「Pエルボ又はEFバンド」、「口径13mm～50mm(ポリエチレン管)」を「口径13～40mm(ポリエチレン2層管)口径50mm(ポリエチレン2層管又は配水用ポリエチレン管)」へ変更
P69	P76	1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (4) ② 図4-28	「図4-21」を「図4-28」へ変更
		1給水管の取出し 3.給水管の取出し配管 (4) ② 図4-29	「図4-22」を「図4-29」へ変更
P70	P77	1給水管の取出し 4.メーター上流側(宅地内)の配管 (2) 図4-30	「図4-23」を「図4-30」、「官民境界線上に明示ピンを設置する。」を「官民境界線上に明示ピンを設置すると共に、図4-32のように横引き距離が最小限となるようにすること。」へ変更
		1給水管の取出し 4.メーター上流側(宅地内)の配管 (2) 図4-31	「図4-24」を「図4-31」へ変更
P70	P77	1給水管の取出し 4.メーター上流側(宅地内)の配管 (2) 図4-32	「図4-25」を「図4-32」へ変更

P71		3給水管及び給水用具の指定 5行目	「(図4-26)」を「(図4-33)」へ変更	
P71		3給水管及び給水用具の指定 (1) 2行目	「表4-4」を「表4-8」へ変更	
P71	P78	3給水管及び給水用具の指定 (3) 1行目	「表4-5」を「表4-9」へ変更	
P71		3給水管及び給水用具の指定 (4)	(4)を追加	
P71		3給水管及び給水用具の指定 (5)	(5)を追加	
P71		3給水管及び給水用具の指定 図4-33	「図4-26」を「図4-33」へ変更	
-		P79	3給水管及び給水用具の指定 図4-34	「図4-34 配水管ポリエチレン管の適用区域」を追加
P72		3給水管及び給水用具の指定 表4-8	「表4-4」を「表4-8」へ変更	
-		3給水管及び給水用具の指定 表4-8 左から2列目上から3行目	「配水管ポリエチレン管」の欄を追加	
		3給水管及び給水用具の指定 表4-8 左から2列目上から7行目	「配水管ポリエチレン管継手」の欄を追加	
		3給水管及び給水用具の指定 表4-8 左から2列目上から13行目	「配水管ポリエチレン挿し口付青銅製仕切弁」の欄を追加	
P72		3給水管及び給水用具の指定 表4-8 左から2列目上から14行目	「水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁」を追加	
		3給水管及び給水用具の指定 表4-8 左から2列目上から15行目	「水道用ソフトシール仕切弁」を追加	
		3給水管及び給水用具の指定 表4-8 左から2列目上から16行目	「水道用耐震ソフトシール仕切弁」を追加	
-		3給水管及び給水用具の指定 表4-8 左から2列目上から17行目	「配水管ポリエチレン管ソフトシール仕切弁」の欄を追加	
P72	P80	3給水管及び給水用具の指定 表4-8 左から3列目上から10行目	「JWWA B 108規格、または管理者承認(JWWA合格証印)」を「JWWA B 108規格又は管理者承認(JWWA合格証印)」へ変更	
-			3給水管及び給水用具の指定 表4-8 左から3列目上から13行目	「PTC20規格 配水管ポリエチレン管φ50mm～φ150mm用」を追加
			3給水管及び給水用具の指定 表4-8 左から3列目上から16行目	「(右回り開き)」の位置を変更 「(内面水道用エポキシ樹脂粉体塗装はJWWA G112、外面水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装JWWA K139)規格を「内面水道用エポキシ樹脂粉体塗装(JWWA G112)外面水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装(JWWA K139)」へ変更
			3給水管及び給水用具の指定 表4-8 左から3列目上から17行目	「(右回り開き)」の位置を変更
			3給水管及び給水用具の指定 表4-8 左から3列目上から18行目	「(右回り開き)」の位置を変更 「内面水道用エポキシ樹脂粉体塗装(JWWA G112)外面亜鉛合金溶射+水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装(JWWA K139)又は水道用エポキシ樹脂粉体塗装(JWWA G112)規格」を追加
		3給水管及び給水用具の指定 表4-8 左から3列目上から20行目	「(左回り開き)」の位置を変更	
		3給水管及び給水用具の指定 表4-8 左から3列目上から21行目	「外面 水道用合成樹脂塗装(JWWA K 139)」を「外面 水道用合成樹脂塗装(JWWA K 139) 又は水道用エポキシ樹脂粉体塗装(JWWA G112)」へ変更	
P72	P81	3給水管及び給水用具の指定 表4-9	「表4-5」を「表4-9」へ変更	
			3給水管及び給水用具の指定 表4-9 左から1列目上から2行目	「φ50mm以下」を「φ40mm以下」へ変更
			3給水管及び給水用具の指定 表4-9 左から1列目上から3行目	「φ50mm欄」を追加
			3給水管及び給水用具の指定 表4-9 左から1列目上から4行目	「φ75mm以上」を「φ75mm以上※配水管ポリエチレン管の場合はφ150mmまで」へ変更
			3給水管及び給水用具の指定 表4-9 左から2、3列目上から4行目	「鋳鉄管」を「鋳鉄管又は配水管ポリエチレン管」へ変更
P73		4給水管の埋設深さ 表4-10	「表4-6」を「表4-10」へ変更	
		4給水管の埋設深さ 表4-10 左から2列目 上から6行目	「配水管ポリエチレン管φ50mm」を追加	
P73		4給水管の埋設深さ 図4-35	「図4-27」を「図4-35」へ変更	
P74	P82	5給水管の明示 1行目	「口径75mm以上」を「口径50mm以上(ポリエチレン2層管を除く)」へ変更	
			5給水管の明示 3行目、4行目	「なお、局への譲渡管については、配水管ポリエチレン管の場合はアルミ箔付きの埋設標識シートを使用すること。」を追加
			5給水管の明示 5行目	「図4-28」を「図4-36」へ変更
			5給水管の明示 図4-36	「図4-28」を「図4-36」へ変更
P74	P83	6給水管の保護 (6)	(6)を追加	
		6給水管の保護 (7)	(7)を追加	
P75	P84	7管類の撤去 表4-11	「表4-7」を「表4-11」へ変更	
			7管類の撤去 表4-11 左から1列目上から6行目	「チーズ(分岐方法D・E)」を「チーズ(分岐方法D・E・F)」へ変更
			7管類の撤去 表4-11 左から2列目上から8行目	「配水管ポリエチレン管欄」を追加
P76	P85	8各管種の接合方法 表4-12	「表4-8」を「表4-12」へ変更、「配水管ポリエチレン管欄」を追加	
P77	P86	9弁類の設置基準 1.止水栓及び仕切弁の設置 図4-37	「図4-29」を「図4-37」へ変更	
P78	P87	9弁類の設置基準 2.消火栓(排水栓)の設置 (2) ア 図4-38	「図4-30」を「図4-38」、図内の「浅層埋設形フランジ付T字管」を「浅層埋設形フランジ付T字管又はHPPE挿し口付鋳鉄製フランジ付T字管」へ変更	
			9弁類の設置基準 2.消火栓(排水栓)の設置 (2) エ	「図4-31」を「図4-39」へ変更
			9弁類の設置基準 2.消火栓(排水栓)の設置 (2) エ 図4-39	「図4-31」を「図4-39」へ変更
			9弁類の設置基準 2.消火栓(排水栓)の設置 (2) オ 図4-40	「図4-32」を「図4-40」へ変更
P79	P88	10弁類の保護 1.止水栓ボックス 図4-41	「図4-33」を「図4-41」へ変更	
P79			10弁類の保護 2.仕切弁ボックス (3) 1行目	「仕切弁のスピンドルの天端の深さが0.9m以上」を「仕切弁のスピンドルの天端の深さが0.85m以上」へ変更
P80	P89	10弁類の保護 3.消火栓(排水栓)ボックス 図4-42	「図4-34」を「図4-42」へ変更	

第1編 第5章 水道メーターの設置

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P86	P95	2メーターの設置場所 1.設置位置 6行目	「※上記(1)～(4)は、2階建てまでの建物でメーターを複数個設置する場合にも適用される。」を追加
P89	P98	3メーター回りの配管 2.口径φ30mmとφ40mmの場合の場合(既設浮きゴマ止水栓使用の場合)(2) 3行目	「メーターを取付ける。」を「メーターを取付けること。」へ変更
		3メーター回りの配管 2.口径φ30mmとφ40mmの場合の場合(既設浮きゴマ止水栓使用の場合)(2) 5行目	「短管を使用する。」を「短管を使用すること。」へ変更
P90	P99	3メーター回りの配管 3.口径φ50mmの場合 (1) ①タイトル	「①ポリエチレン2層管の場合」を追加
-	P99	3メーター回りの配管 3.口径φ50mmの場合 (1) ②	「②配水管ポリエチレン管の場合」、「図5-18」を追加
P91	P100	3メーター回りの配管 4.口径φ75mm以上の場合 (1) ①タイトル	「①ダクタイル鋳鉄管CX形の場合」を追加
		3メーター回りの配管 4.口径φ75mm以上の場合 (1) ① 図5-19	「図5-18(標準図)」を「図5-19(標準図)」へ変更
		3メーター回りの配管 4.口径φ75mm以上の場合 (2) ②	「鉄管を使用する。」を「鉄管又は配水管ポリエチレン管を使用する。」へ変更
	P101	3メーター回りの配管 4.口径φ75mm以上の場合 (1) ②	「②配水管ポリエチレン管の場合」、「図5-20(標準図)」を追加
P92	P102	4メーターボックスの設置 2.メーターボックスの形状、寸法 (1) 図5-21	「図5-19」を「図5-21」へ変更
P93	P103	4メーターボックスの設置 2.メーターボックスの形状、寸法 (2) 図5-22	「図5-20」を「図5-22」へ変更

第1編 第8章 設計審査及び工事検査

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P116	P127	2工事検査 2.上下水道局が行う局検査 (1) 2行目	「分岐」を「分岐又は撤去」へ変更
P117	P128	2工事検査 2.上下水道局が行う局検査 (1) 1行目	「分岐」を「分岐又は撤去」へ変更
		2工事検査 2.上下水道局が行う局検査 (4) タイトル	「口径φ75mm以上」を「口径φ75mm以上(配水管ポリエチレン管についてはφ50mm以上)」へ変更
		2工事検査 2.上下水道局が行う局検査 (4) 2行目	「以下の方法で耐圧試験を行い、」を「第3章 給水装置工事の施工管理 6給水装置工事施工管理基準 1品質管理基準表(1)耐圧に記載のとおり、管種に応じた耐圧試験を行い、」へ変更
		2工事検査 2.上下水道局が行う局検査 (4)	①、②、③、④を削除

第1編 第9章 直結増圧方式及び3・4階直結直圧方式の設計施行基準

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P128	P139	2増圧方式 2.設計 (5) ① オ (オ) 1行目	「書式 11」を「書式 10」へ変更
P132	P143	2増圧方式 3.メーター設置基準 (2) ① エ	「書式 12」を「書式 11」へ変更
		2増圧方式 3.メーター設置基準 表9-4 2行目	「メーターユニット配管」を「メーターユニット配管(メーター1つ)」へ変更
		2増圧方式 3.メーター設置基準 表9-4 3行目	「メーターユニット配管(メーター2つ)欄」を追加
		2増圧方式 3.メーター設置基準 表9-4 4行目	「現場配管」を「現場配管(メーター1つ)」へ変更
		2増圧方式 3.メーター設置基準 表9-4 5行目	「現場配管(メーター2つ)欄」を追加
P139	P150	2増圧方式 5.維持管理 1行目	「書式 9」を「書式 8」へ変更
		2増圧方式 5.維持管理 2行目	「書式 10」を「書式 9」へ変更
P152	P163	33・4階直圧方式 4.施工 図9-17	「φ50」を「φ50のP.P又はHPPE」、「青銅仕切弁(外ネジ)φ50」を「青銅製仕切弁(外ネジ又はEF挿し口)φ50」、「φ50のHI又はP.P止水栓ソケット」を「φ50のHI又はP.P止水栓ソケット又はEFソケット」、「φ50のHI又はP.P」を「φ50のHI又はP.P又はHPPE」へ変更

第2編 第1章 工事の受注

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P154	P165	タイトル及び文	「第1章 工事の受注及び申込」を「第1章 工事の受注」へ変更 「3段落目」を削除

第2編 第2章 申込が必要な工事

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P154	P165	1、2、3、4、5行目	「指定工事業者は、工事申込者から次のいずれかの工事の施行依頼を受けた場合には、水道事業管理者に給水装置工事申込書を提出し、給水装置の構造、材質、施行方法等の基準等への適否の確認を受け、給水装置工事の施行承認を得なければならない。」を「指定工事業者は、工事申込者から次のいずれかの工事の施工依頼を受けた場合は、水道事業管理者に給水装置工事申込書(様式第1号)を提出し、給水装置の構造、材質、施行方法等(以下「基準等」という。)の適否の確認を受け、給水装置工事の施工承認を得なければならない。また、工事しゅん工後は、主任技術者の立会いのもと、施工した給水装置工事が基準等に適合しているかの確認を受けなければならない。」へ変更

第2編 第3章 事前協議

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P155	P166	3. 事前協議の申込 1、2、3行目	「事前協議の申込みは、施主が直接水道事業管理者に提出することができる。また、設計事務所・指定工事業者等が施主から委任を受けた場合は、給水装置工事等事前協議申込書(書式1)及び委任状に記載の上、受任者が水道事業管理者に提出する。」を「事前協議の申込みは、施主が水道事業管理者に行うこと。また、設計事務所・指定工事業者等が施主から委任を受けた場合は、給水装置工事等事前協議申込書(書式1)及び委任状を作成の上、受任者が水道事業管理者に行うこと。」へ変更
		3. 事前協議の申込 4行目	「なお、施主と水道事業管理者が協議内容を合意したときは、」を「なお、水道事業管理者が協議内容を承認したときは、」へ変更
		3. 事前協議の申込 6行目	4、5行目と6行目の文章の並び順を変更

第2編 第4章 工事申込

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P159	P170	3. 申込における遵守事項 (2) ③ 1行目、2行目	「内容を十分確認のうえ、自署(自署しない場合又は法人である場合は記名押印)したものであること。」を「内容を十分確認したものであること。」へ変更
		3. 申込における遵守事項 (2) ④	「⑤」を「④」へ変更
		3. 申込における遵守事項 (2) ④	「堺市上下水道事業公金収納取扱金融機関」を「指定する収納場所」へ変更
P160	P171	3. 申込における遵守事項 (2)	「④」を削除
		4.各種申込の必要書類 表④-2 左から2列目上から2行目	「書式3 書式5」を「様式第1号 書式4」へ変更
		4.各種申込の必要書類 表④-2 左から2列目上から3行目	「書式6」を「書式5」へ変更
		4.各種申込の必要書類 表④-2 左から2列目上から4行目	「書式7」を「書式6」へ変更
		4.各種申込の必要書類 表④-2 左から2列目上から5行目	「書式8」を「書式7」へ変更
		4.各種申込の必要書類 表④-2 左から2列目上から6行目	「書式8」を「書式7」へ変更
4.各種申込の必要書類 表④-2 左から2列目上から7行目	「書式13」を「書式12」へ変更		

第2編 第5章 給水装置工事申込書の作成

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P161	P172	4行目	「◎ 記載事項は、所定の欄に楷書で丁寧に記載し、フリガナを記入すること。」を「◎ 所定の欄に楷書で丁寧に記入すること。(フリガナを含む)」へ変更
P161	P172	旧5行目	「◎押印する場合は、朱肉を使用して押印すること。」を削除
		旧6、7、8行目	「◎ 記載事項の訂正は、該当すべき箇所に2本線を引き、訂正箇所のそばにフルネームで署名し、訂正すること。ただし、記名押印の場合は、該当すべき箇所に2本線を引き、押印して訂正すること。」を削除
		2.指定工事業者欄 (1)	「堺市に届けられた事業所名、代表者名、電話番号及び指定された指定番号を記入し、代表者名は自署(自署しない場合又は法人である場合は記名押印)すること。」を「堺市に届け出た事業所名、代表者名、電話番号、指定された指定番号及び代表者名を記入すること。」へ変更
		2.指定工事業者欄 (2) 1行目	「主任技術者名及び交付番号」を「主任技術者名及び給水装置工事主任技術者免状の交付番号」へ変更
P162	P173	3.市納付金欄 (2) 2行目	「を記入し、氏名は自署(自署しない場合又は法人である場合は記名押印)すること。」を「を記入すること。」へ変更
		5.その他項目欄 (7) ② 3行目	「を設置する期間を記載すること。」を「を設置する期間を記入すること。」へ変更
		5.その他項目欄 (8) 2行目	「予定日を記載すること。」を「予定日を記入すること。」へ変更

第2編 第6章 添付書類の作成

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P164	P175	1行目、2行目	「添付書類の作成にあたって、押印する場合には、給水装置工事申込書と同一の印鑑を使用すること。」を削除
P165	P176	2. 口座振替依頼書 (2) 2行目	「を記入し、氏名は自署(自署しない場合又は法人である場合は記名押印)すること。」を「を記入すること。」へ変更
P169	P180	3. 工事用給水申込書 (3) 1行目、2行目	「を記入し、氏名は自署(自署しない場合又は法人である場合は記名押印)すること。」を「を記入すること。」へ変更
P170	P181	4.道路掘削・占用申請 (5) ㉔	「㉔」を追加
		4.道路掘削・占用申請 (6) 表⑥-3 左から6列目上から6行目	「4」を「4 20メートル以上の場合6」へ変更
		4.道路掘削・占用申請 (6) 表⑥-3 左から6列目上から11行目	「4」を「4 20メートル以上の場合6」へ変更
		4.道路掘削・占用申請 (6) 表⑥-3 左から7列目上から6行目	「6」を「6 20メートル以上の場合8」へ変更
P172	P183	4.道路掘削・占用申請 (6) 表⑥-3 左から7列目上から11行目	「6」を「6 20メートル以上の場合8」へ変更
		5.給水装置工事(設計変更 取下げ) 申込書 (書式3) タイトル	「5.給水装置工事(設計変更 取下げ) 申込書 (書式4)」を「5.給水装置工事(設計変更 取下げ) 申込書 (書式3)」へ変更
		5.給水装置工事(設計変更 取下げ) 申込書 (書式3) 1行目	「必要である。」を「提出すること。」へ変更
		5.給水装置工事(設計変更 取下げ) 申込書 (書式3) (1) 2行目	「申込日を記入し、工事申込者の郵便番号・住所・氏名(法人の場合は、会社名及び代表者の職・氏名)を記入し、氏名は自署(自署しない場合又は法人である場合は記名押印)すること。」を「申込日及び工事申込者の郵便番号・住所・氏名(法人の場合は、会社名及び代表者の職・氏名)を記入すること。」へ変更

第2編 第7章 設計変更

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P173	P184	8行目、9行目	「指定工事業者を通じ、」を「給水装置工事施行承認書をもって、」へ変更
		1. 工事申込の取下げ (1)	「書式4」を「書式3」へ変更
		2. 給水方式の変更 (1)	「書式4」を「書式3」へ変更
		2. 給水方式の変更 (2)	「書式3・5」を「様式第1号・書式4」へ変更
		4. 納付義務者及び口座振替先口座の変更 (1)	「書式4」を「書式3」へ変更
		4. 納付義務者及び口座振替先口座の変更 (2)	「書式3」を「様式第1号」へ変更
		4. 納付義務者及び口座振替先口座の変更 (2) カッコ内	「に記入し、氏名は自署(自署しない場合又は法人である場合は記名押印)すること。」を「に記入すること。」へ変更
		4. 納付義務者及び口座振替先口座の変更 (3)	「書式6」を「書式5」へ変更
		4. 納付義務者及び口座振替先口座の変更 (4)	「書式7」を「書式6」へ変更
		5. 道路申請の取直し (1)	「書式4」を「書式3」へ変更
P174	P185	6. 給水枝管の存置へ変更 (2) ①	「書式4」を「書式3」へ変更
		6. 給水枝管の存置へ変更 (2) ②	「書式3」を「様式第1号」へ変更
		7. 栓数(メーターの設置数)及び配置変更 (1)	「書式4」を「書式3」へ変更
		7. 栓数(メーターの設置数)及び配置変更 (2)	「書式3・5」を「様式第1号・書式4」へ変更
		7. 栓数(メーターの設置数)及び配置変更 (3)	「書式7」を「書式6」へ変更
		8. 公道敷み布設する給水管の布設延長又は布設位置の変更 (1)	「書式4」を「書式3」へ変更
		8. 公道敷み布設する給水管の布設延長又は布設位置の変更 (2)	「書式3・5」を「様式第1号・書式4」へ変更

第2編 第8章 市納付金

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P179	P190	8. 設計審査手数料及び工事検査手数料(装置検査手数料・分岐工事検査手数料・工事用給水検査手数料)の算定 (2) 表 左から2列目及び3列目上から3行目	「配用水用ポリエチレン管」の欄を追加

第2編 第9章 工事検査

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P184	P195	1. 検査申込 5行目	「書式 17」を「書式 19」へ変更
		1. 検査申込 (1) 1行目、2行目	「を記入し、工事検査に立会う主任技術者名は自署(自署しない場合は記名押印)すること。」を「工事検査に立会う主任技術者名を記入すること。」へ変更
		3. メーターの受領 2行目	「受領者名を自署(自署しない場合は記名押印)すること。」を「受領者名を記入すること。」へ変更

第2編 第11章 しゅん工図

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P187	P198	1.しゅん工図 (1)	「必要事項を記載して作成すること。」を「必要事項を記入して作成すること。」へ変更

書式

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P192-P193	P199-P200	様式第1号及び記入例 ①TELの下	「(申込者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削除
		様式第1号及び記入例 ②TELの下	「(自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削除
		様式第1号及び記入例 市納付金の支払者欄 (注1)	「(注1)支払者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。」を削除
		様式第1号及び記入例 市納付金の支払者欄 (注)	「(注2)」を「注意」へ変更
P188-191	P201-204	書式1、2及び各記入例	「(申込者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。）」、「(委任者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。）」、「(受任者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削除
		書式1、2及び各記入例 委任事項	「1.」を「1」、「2.」を「2」、「3.」を「3」、「4.」を「4」、へ変更
P194-195	P205-206	書式3及び記入例	「書式 4」を「書式 3」へ変更 「(申込者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削除 「受けました給水装置工事は、」を「受けた給水装置工事については、」へ変更 「※上下水道局記載欄」を追加
P196-P197	P207-P208	書式4及び記入例	「書式 5」を「書式 4」へ変更
P198-P199	P209-P210	書式5及び各記入例	「書式 6」を「書式 5」へ変更 「(支払者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削除
		書式5及び各記入例 4行目	「下記事項を遵守することを誓約します。」を「下記の事項について誓約します。」へ変更
		書式5及び各記入例 1	「関係法令に違反したとき、誓約事項に違反したとき、に堺市水道事業給水条例、」を「関係法令及び誓約事項に違反したとき並びに堺市水道事業給水条例、」へ変更
P200-P201	P211-P212	書式6及び各記入例	「書式 7」を「書式 6」へ変更 「(支払者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削除 「振込をお願いします。」を「振込してください。」へ変更
P202-203	P213-214	書式7及び各記入例	「書式 8」を「書式 7」へ変更 「(申込者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削除
P204-205	P215-216	書式8及び各記入例	「書式 9」を「書式 8」へ変更 「(申込者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削除 「記」以降を変更
		書式8及び各記入例 1、2行目	「維持管理については、下記事項を遵守することを誓約します。」を「維持管理を行うにあたり、下記のとおり誓約します。」へ変更
		書式8及び各記入例 3行目	「下記事項」を「誓約事項」へ変更
P208-209	P219-220	書式10及び各記入例	「書式 11」を「書式 10」へ変更 「(申込者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削除
		書式10及び各記入例 4行目	「誓約いたします。」を「誓約します。」へ変更
		書式10及び各記入例 3 2行目	「おこないます。」を「行います。」へ変更
P210-211	P221-222	書式11及び各記入例	「書式 12」を「書式 11」へ変更 「(申込者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削除
		書式11及び各記入例 2、3行目	「メーターの設置基準」に準じ下記の事項を遵守することを誓約いたしますのでメーターを建物内に設置することの申込みを行います。」を「メーターの設置基準」に準じ、メーターを建物内に設置することを申込みます。また、下記の事項について誓約します。」へ変更
		書式11及び各記入例 4行目	文頭「なお、」を追加 「条例および規程等」を「条例及び規程等」へ変更
		書式11及び各記入例 5行目	「処分をされても異議は申しません。」を「処分を受けても一切異議を申し立てません。」へ変更
		書式11及び各記入例 記	「①」を「1」、「②」を「2」、「③」を「3」、「④」を「4」へ変更
		書式11及び各記入例 3	「建物内に立入ることについて」を「上下水道局職員又は委託業者が建物内に立ち入ることについて」へ変更
		書式11及び各記入例 ⑤	「⑤」を削除
P212-213	P223-224	書式12及び各記入例	「書式 13」を「書式 12」へ変更 「(申出者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。）」、「(遵守事項)」を削除 「TEL欄」を追加
		書式12及び各記入例 2行目	「合意しました」を「承認を得た」へ変更
		書式12及び各記入例 4行目	「次の各事項を遵守することを誓約します。」を「次の各事項について誓約します。」へ変更
		書式12及び各記入例 各事項	「文頭〇」を「文頭1、2、3、4、5」へ変更
		書式12及び各記入例 2	「今後は、譲渡部分の所有権に関しては、一切異議申立てを行いません。」を「譲渡部分の所有権に関しては、今後一切異議申立てを行いません。」へ変更
		書式12及び各記入例 3	「上下水道局が施行する水道工事での私有地掘削及び土地占用を承諾します。」を「上下水道局が施工する水道工事における私有地掘削及び土地占用について承諾します。」へ変更
		書式12及び各記入例 4 2行目	「遵守事項」を「誓約事項」へ変更
P214-215	P225-226	書式13及び各記入例	「書式 14」を「書式 13」へ変更 「(誓約者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削除
		書式13及び各記入例 3行目	「必要な場合は、速やかに」を「必要な場合に、上下水道局が速やかに」へ変更
		書式13及び各記入例 5、6行目	「なお、この誓約事項は当該地を第三者に譲渡する場合、譲受人に対し必ず上記内容を継承します。」を「なお、当該地を第三者に譲渡する際は、この誓約事項を譲受人に対し必ず継承します。」へ変更
P216-217	P227-228	書式14及び各記入例	「書式 15」を「書式 14」へ変更 「(申込者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削除
		書式14及び各記入例 1、2行目	「におきまして、給水装置工事の申込みを行うにあたり、水道直結式スプリンクラー設備の設置について、下記の事項について誓約します。」を「において、水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の事項について誓約します。」へ変更
		書式14及び各記入例 3 2行目	「1.2.の条件が」を「上記1及び2の条件が」へ変更
		書式14及び各記入例 4	「4」を削除
-	P229-P230	書式15及び記入例	書式15「既設給水管の接合替に関する同意書」を追加
-	P231-P232	書式16及び記入例	書式16「複式メータユニットの使用にかかる誓約書」を追加
-	P233-P234	書式17及び記入例	書式17「浄水器、活水器、軟水器設置申込書」を追加
P218-219	P235-P236	書式18及び記入例	「書式16」を「書式18」へ変更、タイトル位置変更 「(自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。）」、「誓約事項」を削除
		書式18及び記入例 1、2行目	「下記の方法により施行しますのでお届けします。」を「下記の施工方法により行うことを届けます。」へ変更
		書式18及び記入例 4行目	「確保いたします。」を「保証します。」へ変更
		書式18及び記入例 16、17目	「以下の事項を遵守することを誓約します。」を「次の各事項について誓約します。」へ変更
		書式18及び記入例 各事項 1 1、2行目	「管理をいたします。」を「管理をします。」へ変更
		書式18及び記入例 各事項 1 3行目	「一切迷惑をおかけいたしません。」を「一切迷惑をおかけしません。」へ変更
		書式18及び記入例 各事項 2 1、2行目	「道路管理者の指示及び、関係法規並びに各許可条件を厳守して履行いたします。」を「道路管理者の指示、関係法規及び各許可条件を厳守して履行します。」へ変更
書式18及び記入例 各事項 3 1行目	「すみやかに」を「速やかに」へ変更		
書式18及び記入例 各事項 3 2行目	「提出いたします。」を「提出します。」へ変更		
P220-221	P237-P238	書式19及び記入例	「書式17」を「書式19」へ変更 「(自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)」を削除
P221	P238	書式19の記入例	注意書き内の「メーターを受領する場合は、窓口で受領者名の記入と押印が必要となります。」を削除
P222	P239	書式20	「書式18」を「書式20」へ変更
P223	P240	書式21	「書式19」を「書式21」へ変更
P224	P241	書式22	「書式20」を「書式22」へ変更
P199、P201、P203、P205、P207、P209、P211、P213、P215、P217、P219	P210、P212、P214、P216、P218、P220、P222、P224、P226、P228、P236	各書式の記入例	※の注記を追加